

東由利小学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。このことを肝に銘じ、未然防止に対する取組と発生時の早期発見・早期解決を学校における最重要課題として位置付ける。

推進にあたっては、全校体制での研修・組織的対応で臨み、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを児童・保護者全体に浸透するように努める。

[いじめ対策委員会]

校長、教頭、教務主任、○生徒指導主事、養護教諭、該当児童担任

[いじめの防止]

- ① 「いじめは決して許されない行為である」ことを教職員で再確認した上で、児童・保護者に明確に伝える。
- ② 学級担任は、生徒指導実践上の四つの視点を生かした授業実践に努めるとともに、児童個々の活躍の場を設定し、互いに認め合える学級集団の形成に努める。
※生徒指導実践上の四つの視点 ①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の育成 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成
- ③ 「学習規律・学習の約束」を徹底し、「分かった」「できた」を実感できるような授業づくりに取り組む。
- ④ キャリア教育の視点に立った体験活動や道徳教育の充実を図り、互いの立場や考え方を尊重し合う心情を育む。
- ⑤ いじめのない学級・学校にするために、学級活動や児童会活動を通して、自分達にできることを話し合う場を設定するとともに、教育活動全体を通して道徳性を養う。
- ⑥ 学校・家庭・地域が連携し、地域全体で児童を見守る体制づくりに努める。

[早期発見・早期対応]

- ① 学級担任は登下校・授業時・休憩時・放課後での児童個々の言動や交友関係について注意深く観察する。
- ② 学級担任以外の教職員は、児童個々の日常のあいさつ・会話・行動の様子から変化が感じられた際は、速やかに学級担任に伝える。
- ③ 「学校生活アンケート」等を通して児童の実態を把握し、面談による個別の相談活動を設定して詳細な状況を把握する（担任と管理職が連携し、状況把握と対応に当たる）。
- ④ スポーツ少年団指導者や放課後子ども教室・学童保育関係者との情報交換を通して、校外での児童の変容に関する情報収集に努める。

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気付く。
- ②気付いた情報は確実に共有する（各部会を待たない）。
- ③情報に速やかに対応する（担当者への躊躇ない報告と臨時部会の招集）。
- ④ささいな兆候であってもいじめを疑い、積極的にいじめを認知していく。

[いじめに対する措置]

- ①いじめの兆候あるいは情報があった場合は、速やかに管理職に報告し、全校一体となった取組を図る。
- ②学級担任あるいは関係職員は、被害児童・加害児童あるいは第三者との面談を実施して事実確認を行い、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有と事後対応を検討する。
- ③面談に際しては、被害児童に対して「全面的に支援する姿勢」を示すとともに、加害児童の今後の成長にも配慮する。同時に傍観的態度を示した児童に対しても適切な指導を行い、全体の成長を促すように留意する。
- ④当該児童の保護者に対しては、経過を随時報告するとともに、解決に向けた方策の提示と関係修復に向けた取組を示しながら理解と協力を得られるようにする。
- ⑤市教育委員会、専門機関との連携を図り、適切な支援を行う。

[保護者や地域との連携]

- ①学校の基本方針について、PTA等において周知し、いつでも相談できる体制をつくる。
- ②連絡帳や電話等で学校と家庭との連絡を密接に行う。
- ③あいさつ運動や街頭指導を通して、地域の協力を仰ぎ、情報収集に努める。
- ④「学校評価アンケート」で保護者の情報を把握する。

[関係諸機関との連携]

- ①民生委員・駐在所・交通指導隊等との情報交換により、校外での児童の様子を把握する。
- ②重度のいじめが発生した際の警察・児童相談所との連携について、教職員及び関係者と共通理解を図る。
- ③SNS、インターネットの正しい利用について、関係機関の協力を仰ぎながら啓発を行う。

※「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

- ㊸ 最悪を想定して
- ㊹ 慎重に
- ㊺ 素早く
- ㊻ 誠意をもって
- ㊼ 組織で対応